

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月16日

京都市長 門川 大作

京都市規則第47号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の5第4号を次のように改める。

- (4) 商店街振興組合が所有する公共用アーケード(当該公共用アーケードと構造上一体となっている償却資産で、直接公共の用に供されるものを含む。)

第4条の5中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

様式第3号8備考以外の部分及び同様式9備考以外の部分中

車種コード

を

車種コード	車種補助コード	初度検査年月

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条の5第4号の改正規定は公布の日から、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げる改正規定は同年1月1日から施行する。

(行財政局税務部税制課)